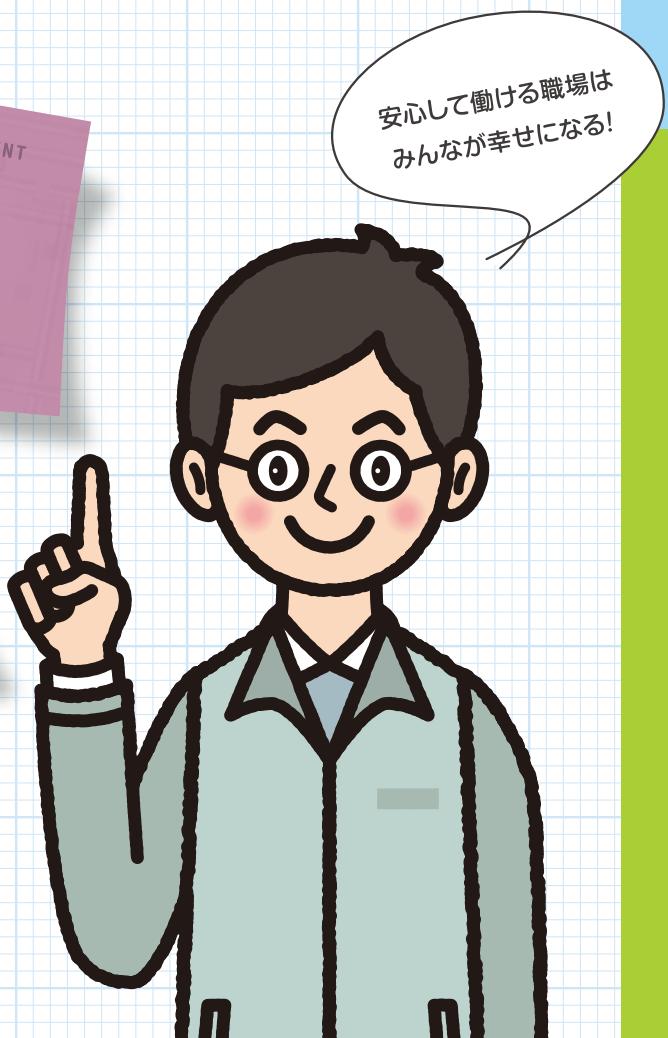


農業経営者

労務管理

チェックシート



静岡県農業経営相談所

静岡県経済産業部農業局農業戦略課／静岡県農業協同組合中央会／日本政策金融公庫 静岡支店／静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県農業会議／静岡県商工会連合会／静岡県農業法人協会／静岡県農業経営アドバイザー連絡協議会／静岡県農業振興公社

みんなが安心して働ける職場へ

これまでの農業は、家族経営が主体でしたが、近年は法人経営など、家族以外の労働力を雇用するケースが増加しています。

しかしながら、「労働条件が整っていない」「職場環境が悪い」などという理由で退職される人も少なくありません。

長く自社の経営を支える人材の雇用や育成のためにも、経営者は適切な労務管理を行い、働きやすい環境づくりに取り組むことが必要と考えられます。

農業経営者には、労働者が安心して働く職場づくりに努めていただきたく、今回、社会保険労務士法人リライアンス鈴木泰子先生監修のもと、「労務管理チェックリスト」を作成しました。

自社の労務管理状況の確認など、現状把握に是非ご活用ください。

1

労働契約・賃金

内容	解説	チェック欄
入社の際、従業員に労働条件を書面で明示している (雇用契約書、労働条件明示書など)	法令により、労働契約を結ぶときに明示しなければならない項目が定められています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
最低賃金を守り、知っている	法律において最低賃金が定められており、その額以上の支払いをすることが義務づけられています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
賃金は毎月、決められた日に払っている	賃金は、「通貨で」「直接(振込可)」「全額」「毎月1回以上」「決められた日に」支払うことが義務づけられています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
出勤簿、タイムカード等で労働時間を把握し、記録している	労働時間は適正に管理する必要があります。管理を怠り、長時間労働を原因とする死傷病が生じた場合は、会社が多額の損害賠償責任を負うおそれがあります。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

内容	解説	チェック欄
所定労働時間は週40時間、1日8時間(法定労働時間)以内としている	<p>農業は法定労働時間の適用はありませんが、外国人技能実習生や製茶工場、6次化等で商業、加工業とされる事業所は法定労働時間になります。</p> <p>※農業も法定労働時間に近づける努力が必要です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
労働時間が6時間超8時間以内の場合は少なくとも45分、労働時間が8時間超の場合は少なくとも1時間の休憩を、労働時間の途中に与えている	<p>法定労働時間が適用される場合は必須です。農業も休憩をこれに準じて与えてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
休日は毎週1回または4週を通じて4回以上与えている	<p>法定労働時間が適用される場合は必須です。農業も休日をこれに準じて与えてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
パートを含むすべての従業員に法定の年次有給休暇を与えている	<p>雇い入れ日から6ヶ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した従業員に対し、法定の年次有給休暇を与えなくてはなりません。2019年4月より、10日以上の年次有給休暇が与えられる従業員には、年5日以上を取得させなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
残業手当を適正に支払っている	<p>農業は週40時間、1日8時間(法定労働時間)超えて働いても割増率の適用除外ですが、残業・休日手当は必要です。法定労働時間が適用される場合は、125%若しくは135%以上を支払う必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
休日手当を適正に支払っている	<p>農業は週40時間、1日8時間(法定労働時間)超えて働いても割増率の適用除外ですが、残業・休日手当は必要です。法定労働時間が適用される場合は、125%若しくは135%以上を支払う必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
深夜手当を適正に支払っている	<p>全業種で22:00～5:00までに働かせた場合、通常の時間額の125%以上を支払う必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

内容	解説	チェック欄
時間外・休日労働に関する協定を締結し届け出ている	<p>法定労働時間が適用されるケースについては協定が必要です。(農業は不要)</p> <p>※他産業の時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間です。長時間労働とならないよう注意してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
賃金台帳・労働者名簿を作成し整備している	<p>従業員の氏名、生年月日、住所等を記入した「労働者名簿」と、従業員の氏名、労働日数、労働時間数等を記入した「賃金台帳」を作成し、3年間保存しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
年次有給休暇管理簿を備え、取得日数の管理をしている	<p>適正な賃金の支払いおよび年次有給休暇の付与のため、従業員ごとの基準日、取得した日付、取得日数を明らかにした年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
産前産後休業制度がある	<p>使用者は、産前休業(産前6週)を請求した従業員および産後8週を経過しない従業員を就業させてはいけません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
各種ハラスメントに対する会社の方針を定めている	<p>セクハラ・マタハラ・パワハラに対する方針を定めて就業規則等に対処内容を記載するほか、従業員へ周知する義務があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
従業員を解雇せざるをえない時の解雇ルールを定め、守っている	<p>解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、その権利を濫用したものとして無効とされます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

2

就業規則

内容	解説	チェック欄
就業規則を作成し従業員代表の意見書を添えて労働基準監督署に届け出ている (変更した際も同様である)	常時10人以上の従業員を使用している場合は作成・届出の義務があります。 10人未満でも作成が望ましいです。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
就業規則を従業員に周知している	就業規則は周知して初めて効力が生じます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
65歳までの雇用確保措置が適正にとられている	定年後の雇用継続を希望する者が65歳まで働く制度の整備が必要です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

3

労働保険・社会保険

内容	解説	チェック欄
①労災保険に加入している	農業個人事業、常時5人未満は任意。 (しかし、使用者責任の観点から加入は必須です) 農業以外の個人事業・業種を問わず法人事業は必須です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
②雇用保険に加入している	農業個人事業常時5人未満は任意です。 農業以外の個人事業・業種を問わず法人事業は必須です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③社会保険(健康保険・厚生年金)に加入している	農業個人事業は任意です。 農業法人は必須です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

内容	解説	チェック欄
正社員について労働保険、社会保険に加入している	①～③に応じて、加入すべき保険に加入させなければなりません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
パートタイマーやアルバイトの従業員について、勤務実態に即した適切な労働保険および社会保険の加入をしている	勤務時間の目安と加入保険 週20時間未満:労災 週20～30時間未満:労災・雇用 週30時間以上:労災・雇用・健康保険・厚生年金	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

内容	解説	チェック欄
安全衛生推進者、または衛生推進者を選任している	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者または衛生推進者(業種により異なる)を選任し、事業場の(安全)衛生管理に関する業務を担当させなければなりません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
産業医・衛生管理者を選任し、労働基準監督署に報告している	常時50人以上の労働者を使用している場合選任、届出が必要です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
衛生委員会を毎月開催している	常時50人以上の労働者を使用している場合衛生委員会の設置、開催が必要です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
安全管理者を選任し、労働基準監督署に報告している	一定の業種・規模の場合選任、報告が必要です。 農業は不該当です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

内容	解説	チェック欄
雇入れ時、及び1年以内ごとに1回(深夜業従事者には6ヵ月以内ごとに1回)、定期に健康診断を実施している	全ての事業者は、常時雇用する従業員(1年以上雇用・正社員の3/4以上勤務する人)に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
健康診断の結果を労働者に通知し、有所見者に対しては医師から意見を聞くなどの事後措置を実施している	産業医を選任している場合は産業医の意見を、50人未満の場合地域産業保健センターを利用します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

内容	解説	チェック欄
育児休業制度を設けている	1歳未満の子を養育する従業員から請求があった場合、育児休業を与えなくてはなりません。 (事情がある場合子が2歳に達するまで延長制度あり)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3歳未満の子を養育する従業員に対する育児と仕事の両立支援のための制度(子の看護休暇、所定外労働制限、時間外労働制限、深夜業制限、短時間勤務)を設けている	3歳未満の子を養育する従業員は、所定外労働制限・短時間勤務の制度を、小学校就学前の子を養育する従業員は、子の看護休暇・時間外労働制限・深夜業制限の制度を、その申し出により利用することができます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
介護休業制度を設けている	要介護状態にある家族を介護する従業員から請求があった場合介護休業を与えなくてはなりません。対象家族1人につき、3回を限度として、通算93日まで休業することができます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
介護と仕事の両立支援制度(介護休暇、所定外労働制限、時間外労働制限、短時間勤務)を設けている	要介護状態にある家族を介護する従業員は申し出により制度を利用することができます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

みんなが安心して働ける職場である。

農業経営者 労務管理チェックシート（令和3年3月発行）

〔監修・著作〕 社会保険労務士法人 リライアンス 鈴木泰子

〔編集・発行〕 静岡県農業経営相談所

事務局：公益社団法人 静岡県農業振興公社

〒420-0853 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル7階

TEL.054-250-8989／FAX.054-250-8993

（注）無断の改変使用は禁止